

登録事業者様への注意事項

1. 事業者の登録

登録事業者となるためには、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 本市内に事務所や事業所があること。
- (2) 本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 介護保険における住宅改修費の支給対象工事について十分な知識があること。

要件を全て満たす場合には、以下の書類を添えて事前に福知山市への届出が必要です。

- ・ 介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録届出書
- ・ 確約書(コピーしてA3判に作成するか、またはA4判でホッチキス留めし、割り印の上、2部提出してください。)
- ・ 納税証明書(本市の市税に滞納がないことの証明)
* 証明年月日が、届出日の属する月の1日以降のもの
- ・ その他、市長が必要と認める書類

確認後、市から福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書を送付します。登録年月日以降の介護保険住宅改修対象工事承認申請分から受領委任払いによる取り扱いが可能になります。

登録の有効期間は、原則として3年間です。また、登録の更新を希望する場合には、登録の有効期間の満了の日の30日前から更新の申請をすることができます。

登録事業者について、福知山市高齢者福祉課や各地域包括支援センター、市のホームページにて名簿を確認できるようになっています。

事業者登録をした後、登録した内容に変更がある場合は市への届出が必要です。

なお、登録事業者は、市が住宅改修事業者向けの研修や説明会等を実施した場合には、その研修や説明会等に参加しなければなりません。

また、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は登録事業者の登録を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なく受領委任払い制度の利用を拒否した場合
- (2) 福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱に定める手続を行わなかった場合
- (3) 正当な理由なく市の主催する住宅改修事業者向けの研修を受講しなかった場合
- (4) 登録事業者の責に帰すべき事由により、被保険者に損害を生じさせた場合
- (5) 不正な手段により、事業者登録を受けようとした場合又は受けた場合
- (6) 不正な手段により、住宅改修費を受領しようとした場合又は受領した場合
- (7) その他市長が登録事業者として不相当であると認めた場合

市長は、事業者登録を取り消したときは、福知山市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書により取消しの理由と取消し期間を記載して当該事業者に通知します。取消し期間は最長10年間以内で、市長が定める期間としています。

2. 利用者が受領委任払い制度を選択する場合の適用要件

支給方法を受領委任払いで利用したい場合、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・ 施工事業者が福知山市介護保険住宅改修の受領委任払い取扱事業者であること。
- ・ 受領委任払いについて、本人と施工する登録事業者双方の同意があること。
- ・ 介護保険料を滞納していないこと。
- ・ 介護保険の保険給付の支払方法変更、給付制限等滞納措置を受けていないこと。
- ・ 介護保険施設又は医療機関等に入院又は入所等していないこと。
- ・ 要介護又は要支援認定を受けていること。（申請中で有効な認定がない者は不可）
- ・ 転入または転居予定先の改修でないこと。

3. 受領委任払いによる申請の流れ

受領委任払いについて登録事業者と利用者との間で合意した場合、以下の手順により手続きを行います。

(1) 工事前の事前申請

福知山市高齢者福祉課へ、以下の事前承認申請書類を提出します。

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費承認申請書
- ・ 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャーが作成）
- ・ 住宅改修施工書（工事図面〈平面図等〉）
- ・ 介護保険住宅改修工事見積書（登録事業者が作成、見積書の宛名は利用者）
- ・ 施工予定箇所の写真（利用者氏名、撮影日がわかるもの、）
- ・ 住宅の所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者でない場合に添付する）
- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払いに関する請求及び受領委任状

(2) 承認通知の受け取りならびに住宅改修の着工

市で申請書類を審査後、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給対象承認通知書及び「介護保険に係る住宅改修施工業者の皆様」及び「介護保険住宅改修費受領委任払い事前申請にかかる支給予定額等のお知らせ」を利用者宛てに送付しますので、通知内容を確認のうえ、承認を受けた内容で住宅改修を着工します。

(3) 住宅改修の完了および自己負担額（1割、2割又は3割相当額）の支払い

登録事業者は、住宅改修の工事が完成したら、「介護保険住宅改修費受領委任払い事前申請にかかる支給予定額等のお知らせ」に記載の「領収額（自己負担総額）」を自己負担額として利用者から受領します。

（４）領収書の交付

登録事業者は、利用者から利用者負担額（１割、２割又は３割）の支払いを受けた場合は、利用者に対し、以下の事項を記載した領収書を交付します。

- ① 被保険者氏名
- ② 領収額（自己負担額）
【自己負担額：１割、２割又は３割負担相当額＋承認対象工事分の住宅改修費の支給限度基準額〈20万円〉を超える額（ある場合）】
- ③ ただし書きに「介護保険住宅改修にかかる工事費代金として領収しました」の文言
- ④ 領収日付
- ④ 施工事業者名、印

（５）工事後の申請

福知山市高齢者福祉課へ、以下の支給申請書類を提出します。

- ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（申請者は被保険者）
- ・ 承認通知書（市が送付したもの）の写し
- ・ 請求書（請求者は登録事業者）
- ・ 住宅改修に要した費用に係る領収書（利用者に交付したもの）
- ・ 請求の内訳書
- ・ 介護保険住宅改修に係る工事費内訳書（指定の様式）
- ・ 改修後の工事箇所の写真（利用者氏名、撮影日がわかるもの）
- ・ 住宅改修工事完了確認書（ケアマネジャーが作成）

4. 受領委任払いによる支給

（１）通知書の送付

市で申請書類を審査後、利用者には「介護保険給付費 支給決定通知書」を、登録事業者には「介護保険住宅改修費（受領委任払い分）の振込のお知らせ」を送付します。

（２）支払い

福知山市から登録事業者の登録届出時に指定した口座へ、住宅改修費を振込みます。

5. その他

- ①利用者個人の一時的な負担が少なくなるため、工事をしやすくなり、本来、必要な分

以上の工事が増えることないよう十分ご留意いただきますようお願いいたします。

②償還払いの利用の際には、「工事の一部又は全部を取り止めたときや工事内容が変わることなく工事費が安くなった時は、変更承認申請は必要ありません。」としていましたが、受領委任払いの利用の場合には、承認対象となった工事等の内容や金額に変更が生じたときは、必ず変更承認申請を行ってください。（変更承認申請を行わず、また事前に市高齢者福祉課に相談することなく、支給申請の際に、工事内容や金額に変更が生じていたことが判明した場合には、受領委任払いの取扱は出来ません。償還払いに変更になります。〈理由〉支給額や自己負担額の計算に混乱が生じるため）

*くれぐれも工事の施工管理については慎重に行っていただく必要があります。

【問い合わせ先】 福知山市役所高齢者福祉課介護保険係

(TEL : 0773-24-7013 ・ FAX : 0773-23-6537)